国立大学法人評価委員会総会(第29回 H21.6.24

国立大学法人等の積立金等について

国立大学法人等の積立金等の過半は、現金が残らない会計上の観念的な利益です。

これ以外は、各法人が計画的に使用するために自己努力により創出した利益であり、いずれも「埋蔵金」ではありません。

- 1. 国立大学法人等の<u>平成19年度末における積立金等</u>は、財務諸表上、
 - 3,001億円となっています。

このうち、会計処理上の形式的・観念的利益である「積立金」が 1.555億円と過半を占めています。

- 一方、所定の手続きを経て、一定の事業の用に供することとなる「目的 積立金」は1,446億円です。
- 2. 「積立金」の 1, 5 5 5 億円は、国立大学法人会計基準に従って会計処理を行ったために生じる形式的・観念的利益です。実際に法人に現金等が残っているものではありません。

(積立金の発生要因については、別添参照)

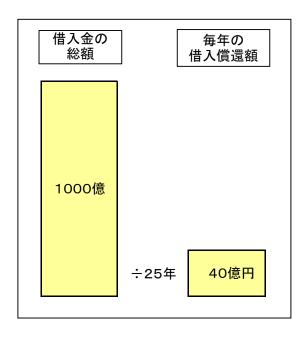
- 3. 「目的積立金」の 1, 4 4 6 億円は、各法人が年度を越えた大規模なプロジェクトなどに計画的に使用するため、人件費の節減などの自己努力により創出した利益で、財務大臣への協議、文部科学大臣による承認等の所定の手続きを経た資金です。
 - 4. このように、積立金があること自体は、国立大学法人の資金に余裕があることを示していません。全体としては、運営費交付金の削減等により、国立大学法人の経営は厳しさを増しています。

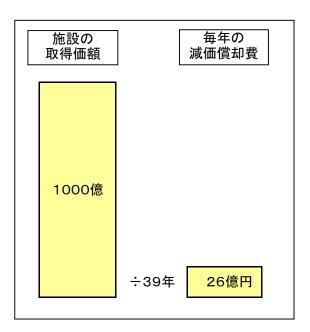
●積立金の発生要因について

積立金	1, 555億円	発生理由
借入金元金償還額と 対応する減価償却費 との差額	843億円	財政融資資金から借り入れし附属病院の病棟を整備した場合に、償還期間は25年である一方、減価償却期間は通常39年であるため、国立大学法人会計基準においては、その差が形式的・観念的に利益として認識される。(概念図は別紙参照)
国から承継された 診療機器等の 減価償却費相当額	374億円	国から承継された附属病院の診療機器は、 減価償却費に対し診療報酬の獲得があるが、 国立大学法人会計基準においては、損益均衡 という考え方から、法人の他の設備と同様の扱 いとして、減価償却費と同額の資産見返負債 戻入益が計上される。したがって、診療機器に ついては、収益が2重に計上されることとなる。
法人化時における 未収附属病院収益 等受贈益	169億円	法人化時に未収入金となっていた未収附属 病院収入等は、国から無償譲与を受けたた め、会計上利益として認識している。
法人化時における医薬品等受贈益	149億円	法人化時に在庫として保有していた医薬品、 医療材料等については、附属病院の運営のため、国から無償譲与を受けたため、会計上利 益として認識している。
その他	20億円	ある年度における、自己収入を財源として購入 した固定資産に係る減価償却費と、自己収入 で購入する固定資産の購入額との差 など。

借入金を財源として、1,000億円の病院施設を整備した場合

毎年の借入償還額は、償還期間25年から、 1000億円÷25年=40億円 毎年の減価償却費は、減価償却期間39年から、1000億円÷39年=26億円





毎年の処理(40億円の病院収益を獲得)



会計処理上、利益 は発生するが、 現金はない。